

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）の一部改正

空気圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を特定施設から除外すること。
（別表第一関係）

第二 振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）の一部改正

圧縮機のうち、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する機器を特定施設から除外すること。
（別表第一関係）

第三 施行期日

この政令は、令和四年十二月一日から施行するものとする。

（附則関係）